

「壱岐市・対馬市」周遊ツアー送客支援実施要綱

令和8年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この要綱は、「壱岐市・対馬市」周遊ツアー送客支援（以下「ツアー送客支援」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 燃油高騰及び物価高騰等により、旅行会社のツアー造成に大きな支障となっていることから、広告宣伝費の一部を送客実績に応じて、旅行会社に支援することにより、催行率の向上と壱岐市・対馬市両市の観光需要の喚起を図る。

（支援事業者）

第3条 ツアー送客支援の支援事業者（以下「支援事業者」という。）は、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2の規定に基づく第1種旅行業務、第2種旅行業務及び第3種旅行業務の登録を受けている事業者とする。

（対象事業）

第4条 ツアー送客支援の対象事業（以下「支援対象事業」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たした国内発着の旅行商品とする。

- (1) 募集型企画旅行又は受注型企画旅行であること。
- (2) 8名以上の団体（実績ベース）であること。なお、添乗員及びツアーガイドは含まない。
- (3) 壱岐市・対馬市内の宿泊施設にそれぞれ1泊以上すること。
- (4) 広告物・行程表等に、別表1に定めるツアー送客支援ロゴの一つを掲出すること。
- (5) 壱岐市・対馬市が行う他の誘致事業と併用しないこと。
- (6) 令和8年4月1日から令和9年2月28日までに宿泊する旅行商品であること。

（支援額）

第5条 支援額は、8名～10名送客あたり別表2に定める額とし、それ以後10名増えていくごとに、10,000円加算し、予算額に達し次第終了とする。

（申請）

第6条 支援を受けようとする支援事業者は、ツアー催行日の5日前までに、次に掲げる書類を一般社団法人壱岐市観光連盟会長及び一般社団法人対馬観光物産協会会長（以下「両会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 実施計画書（別記1）
- (3) 行程表が記載された企画書又はパンフレット等内容が分かる書類

(支援の決定)

第7条 両会長は、申請内容を審査し、対象事業と認めるときは、予算の範囲内において支援事業者に決定通知書（様式第2号の1及び様式第2号の2）により支援決定を通知する。

(交付の変更申請)

第8条 交付決定額通知後に、支援事業者が実施計画の変更をしようとする場合は、変更申請書（様式第3号）及び変更実施計画書<別記2>に關係書類を添付し、両会長に提出し審査を受けるものとする。

2 両会長は、変更交付申請書について、内容が適当であると認めるときは、変更決定通知書（様式第4の1号、様式第4の2号）により変更決定額を通知する。なお、交付決定額に変更が生じない場合は通知しない。

(実績報告)

第9条 支援事業者は、対象事業の完了後、又は毎月事業実施後、翌月10日までに次の書類を両会長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第5号）
- (2) 「吉崎市・対馬市」周遊ツアー送客支援実績内訳書（別記3）
- (3) 募集型企画旅行は旅行商品毎のパンフレット等
- (4) 受注型企画旅行は企画書・行程表等
- (5) その他両会長が必要と認めるもの

(支援額の確定)

第10条 両会長は、実績内容の審査及び宿泊施設へ宿泊実績の確認等を行い、適正と認められた場合は、支援額を確定し、確定通知書（様式第6号の1及び様式第6号の2）により支援事業者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第11条 前条の規定により確定通知を受けた支援事業者は、請求書（様式第7号の1又は様式第7号の2）を両会長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第12条 両会長は、適正な請求書を受理した日から、30日以内に支援事業者に支援金を支払うものとする。

(状況報告及び調査)

第13条 両会長は、必要に応じて支援事業者から対象事業について報告を求め、又は調査することができる。

(交付決定の取消し)

第14条 両会長は、支援事業者がこの要項の規程に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、支援額の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金を交付した後においても適用する。

(支援金の返還)

第15条 両会長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた支援事業者は、両会長が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(帳簿等の保管)

第16条 支援事業者は、当該ツアー送客支援にかかる証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、ツアー送客支援の実施に関して必要な事項については、両会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

1 この附則は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施工の際、現になされている交付申請及び決定等に関する行為については、当該交付要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

別表1 (第4条関係)



備考

使用は無償とし、サイズ及びカラーは自由とする。

別表2 (第5条関係)

■支援額

支援額	対象（実績）人数	支援上限（1団体当たり）
20,000円	8名～10名まで	支援額×泊数（最大3泊まで）

※それ以後10名増えていくごとに、10,000円加算

※対象人数に添乗員・バスガイド・ドライバーは含まない。